

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

主な支給要件

※厚生労働省令の改正等により変更になる場合があります。

令和4年4月1日から同年9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども

②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

※「臨時休業等」や「小学校等」の範囲や、その他支給要件の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

助成内容

※厚生労働省令の改正等により変更になる場合があります。

有給の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額あり^{※2}）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水） 必着
令和4年7月1日～9月30日	9,000円	令和4年11月30日（水） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円。

（注）事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただしやむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年12月28日まで）です。

- Ⅰ. 労働者からの都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」への「（企業に）この助成金を利用してほしい」等のご相談に基づき、労働局が事業主へ助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合。
- Ⅱ. 労働者が都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

◎その他詳しい支給要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。